

令和7年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：令和8年2月1日

作成時点：令和8年2月2日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系	t	1,400.48	1,489.30	1,326.72	1,385.58	1,317.85	1,322.30	1,372.09	1,311.45	1,496.08	1,343.13	1,119.01	0.00	14,883.99
本津川市域	可燃ごみ t	955.72	1,005.93	899.29	947.41	901.12	893.77	935.95	893.73	1,036.75	917.94	774.08		10,161.69
精華町域	可燃ごみ t	444.76	483.37	427.43	438.17	416.73	428.53	436.14	417.72	459.33	425.19	344.93		4,722.30
事業系	可燃ごみ t	430.95	483.18	560.73	735.02	607.76	625.51	786.02	660.15	501.92	506.87	402.77		6,300.88
合計	t	1,831.43	1,972.48	1,887.45	2,120.60	1,925.61	1,947.81	2,158.11	1,971.60	1,998.00	1,850.00	1,521.78	0.00	21,184.87

2 焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ t	797.62	476.69	1,261.23	1,252.69	1,256.46	1,255.60	233.26	1,254.56	1,032.40	352.29	1,124.57		10,297.37
2号炉	可燃ごみ t	957.98	429.46	243.53	1,152.46	1,197.44	1,221.42	841.06	1,227.09	975.84	381.54	1,103.33		9,731.15
合計	t	1,755.60	906.15	1,504.76	2,405.15	2,453.90	2,477.02	1,074.32	2,481.65	2,008.24	733.83	2,227.90	0.00	20,028.52

3 環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉	943	935	932	923	934	922	913	930	940	946	953		934	
			2号炉	942	920	906	912	912	924	918	917	927	928	938		922	
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
			2号炉	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	168	167	167
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉	6	6	6	5	5	3	3	4	5	5	6		5	
			2号炉	6	3	3	1	2	1	2	3	3	1	5		3	

(注) 1 稼働日の平均値を記載

2 “-”の表示は、その該当月において、全休炉であったことを示す。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の19第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日		排ガスを採取した年月日	
				1号 8月29日	2号 8月29日	1号 2月26日	2号 2月26日
				測定結果が得られた年月日		測定結果が得られた年月日	
				1号 9月22日	2号 9月22日	1号 3月23日	2号 3月23日
硫黄酸化物	ppm	4600以下	1号炉	8.4		1.5未満	
			2号炉	7.5		6.5	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15以下	1号炉	0.001		0.001	
			2号炉	0.001未満		0.001	
塩化水素	ppm	430以下	1号炉	11		21	
			2号炉	10		29	
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	29		39	
			2号炉	38		30	
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50以下	1号炉	0.5未満		0.5未満	
			2号炉	0.6未満		0.5未満	

(注) 1 硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	
				1号12月25日	2号12月24日
				測定結果が得られた年月日	
				1号1月26日	2号1月23日
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	1号炉	0.00004	
			2号炉	0.00007	